

ケーススタディで学ぶ

著作権法の基礎知識と実務対応のポイント

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2018年 12月 19日(水) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《開催にあたって》

情報通信技術(ICT)の発達により、インターネット、パソコン、タブレット端末等が普及して久しく、いまや、これらは日々ビジネスに欠かせないツールとなっています。一方で、こうしたICTの発達は、日々当たり前のように行っていることが、実は第三者の権利を侵害する、自らの持つ著作権を第三者に侵害されるといった場面を増やしています。このセミナーでは、具体的なケースを取り上げて、自社の権利を守り、かつ、第三者の権利を侵害しないために必要な基礎知識を解説します。企業の法務・知財担当者を中心として、広報、総務、IT といった関連する部門の皆様が日々直面し得る課題について参考になる内容となっております。

講師 レックス法律事務所 パートナー弁護士 古谷 誠 氏

講師紹介

2001年慶應義塾大学法学部卒業、同年司法試験合格。2003年慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了(修士(法学))。2004年弁護士登録とともに森・濱田松本法律事務所入所。2012年カリフォルニア大学バークレー校ロースクール卒業(LL.M.)。ヤフー株式会社法務本部、アシュリーオンジャパン・ホールディングス合同会社法務部ディレクター(部長職)等を経て、2018年10月レックス法律事務所設立に参画。企業からの依頼を中心に、新規事業に関する法律相談や契約書作成、事業再編・M&A、訴訟・紛争解決まで、幅広く対応している。特に、知的財産・IT・インターネットに関する法律問題について多くの経験を持ち、IP Techベンチャーcotoboxの社外取締役を兼任する。また、社内弁護士としての経験を踏まえ、日々発生する企業内の法務・コンプライアンス案件全般について、事業者・依頼者の視点も併せ持って対応し、ビジネスの実態に即したスキーム策定や契約書の作成に強みを有する。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

| | | | |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|
| 正会員 | 34,560円(本体価格 32,000円) | 一般 | 37,800円(本体価格 35,000円) |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|

181957-0303 著作権法の基礎知識と実務対応のポイント

| | | | |
|-------------|------------------|--------|--|
| ふりがな 会社名 | | | |
| 住所 | | | |
| TEL | FAX | | |
| ふりがな ご氏名 | 所 属 機 関 | 役 職 | |
| E-mail | | | |

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認くださいませ。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MPR 麹町ビル 2F

・プログラム・

第1 企業の担当者が押さえておくべき著作権法の基礎知識

- 1 基本的な判断フレーム(著作権を主張する際、他者の著作物を使用する際のチェックポイント)
 - ①権利の有無
 - ②権利の帰属主体
 - ③権利の内容
 - ④権利制限規定への該当性
 - ⑤権利者からの許諾の有無
- 2 権利の有無

著作権法で保護される「著作物」、著作権法に定められた権利の保護期間、など。
- 3 権利の帰属主体(著作者、実演家等)
- 4 著作権法で保護されている権利の内容

著作者の権利、実演家等の権利
- 5 権利制限規定への該当性(私的使用目的の複製、引用、など)
- 6 権利者からの利用許諾等

第2 ケーススタディ

- 1 他者の製品カタログに掲載されている統計データやグラフ、写真を自社製品について転用することはできるか。
- 2 自社製品の取扱説明書とそっくりに作られた同業他社の取扱説明書の使用をやめさせることはできるか。
- 3 自社で運営するインターネットサイトの利用規約が著作権を侵害しているとの警告を受けた。利用規約のようなものも保護されるのか。
- 4 当社ではデザイン性の高い各種家電製品を企画・販売している。最近、類似品が市場に出回っているの、やめさせられないか。
- 5 著作権法では、コンピュータプログラムやデータベースはどのように保護されるのか。
- 6 家電・情報機器・スポーツ用品・衣料品等の商品レビューサイトを運営するにあたり、メーカーのHPやカタログに掲載されている画像を転載することはできるか。
- 7 江戸時代に描かれた絵画を自社の会社案内や贈答用のカレンダーに用いることはできるか。美術館に収蔵されている絵画である場合はどうなるか?
- 8 いわゆるフリーソフトやフリー素材を使う場合の注意点は。
- 9 外部業者に自社HPの制作を依頼した。委託料は高額だったが、仕上がりに満足していた。最近、その業者が他社にも似たようなHPを安く提供しているが、高額な委託料を払った当社に権利があるのではないか。
- 10 教材制作会社の当社では、社員に問題を作成させている。当社から独立した元社員が、自分が作成した問題の著作権は自分にあるので当社が使用することはできないと言ってきたが本当か。派遣社員や業務委託先だった場合はどうか。

- 11 飲食チェーンを展開する当社では、各店舗でBGMを流している。BGMとして音楽を使用する場合の注意点を教えてください。
- 12 繁華街に商業ビルを多数保有している当社では、ビルの壁面に大型スクリーンを設置し、様々な映像や音声を流している。法律上どのような点に注意する必要があるか。
- 13 社内での著作物の利用上の注意点
 - (1)新聞や雑誌記事を社内で情報共有することはできるか。
 - (2)社内の会議資料に、書籍や雑誌、インターネットニュース、官公庁の作成した資料を用いる場合の注意点は。
- 14 ショッピングモール内に設けた無料の託児施設の壁に子供に人気のアニメキャラクターを描くことはできるか。子供向けサービスとして無料で配る風船に描くことはできるか。
- 15 最近流行のTVドラマの主人公のファッションが話題になり人気になっている。当社が運営するショップでも、その流れに乗って似たようなアイテムを販売して売上げを拡大したい。ショップ店頭で、ドラマや主人公の名前・タイトル・ロゴといったものを用いることはできるか。TVドラマのワンシーンを静止画として引用することは可能か。
- 16 当社は、オフィス、商業施設、ホテル等が一体となった複合施設を所有している。ロケや撮影のために貸し出す際には契約を交わし、利用料をもらっているが、当社の建物の写真が無断掲載されている雑誌を見つけた。利用料を払ってもらうことは可能か。
- 17 催事の一環として美術展を行おうと企画している。作品を所有している個人コレクターから借りたものを展示することはできるか。解説用の冊子を作成したり販売用の絵葉書にすることはできるか。
- 18 自社商品のイメージを刷新するために、外部業者によるコンペを実施した上で、採用したデザインを用いて商品カタログや包装容器を製作した。その後、第三者からそのデザインが自分の権利を侵害していると警告を受けた。当社にも責任があるのか。外部業者の責任にはならないのか。
- 19 著作権に関連する契約
 - (1)キャラクターの商品化契約を締結する際の注意点は。
 - (2)ライセンス先が商品の製造数量を過少申告している場合に実務上どのような対応ができるか。
 - (3)基幹業務システムの提供元ライセンサーが倒産した場合、引き続き使用することはできるか。
- 20 卸売業者から仕入れて販売したDVDソフトが海賊版であるとして権利者から警告を受けた。当社の責任は。
- 21 TwitterやFacebookなどのSNS上に会社の公式アカウントを設けている。著作権法上どのような点に留意が必要か。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。